

第41回釧路地方裁判所地方裁判所委員会

議事概要

議題 「職員採用広報について」

1 開催日時

令和3年7月12日（月）午後1時30分から午後2時50分まで

2 開催場所

釧路地方・家庭裁判所第1会議室

3 出席者等

(1) 地方裁判所委員会委員

芦田廣康，池田いずみ，片野美紀子，新谷祐子，鈴木直哉，曾我寛人，高木順子，武部雅充，西山由佳子，能勢耕，山田英夫（50音順・敬称略）

(2) 裁判所（説明者）

早坂弘（地方裁判所事務局長），久保昌央（地方裁判所事務局次長），松田睦史（家庭裁判所事務局次長）

(3) 庶務

中川賢也（地方裁判所事務局総務課長），市川知美（地方裁判所事務局総務課課長補佐），木村將太（地方裁判所事務局総務課庶務係長）

4 議事概要

(1) 新任委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，挨拶をした。

(2) 裁判所からの説明等

裁判所から，職員採用試験の種類，採用後の任用形態，受験申込者数の推移及び採用広報の実施状況等についての説明を行った。

(3) 意見交換

裁判所からの説明等についての感想及び質問を交え、意見交換を行った（要旨は、別紙「発言要旨」のとおり。）。

(4) 次回開催日時及び議題

ア 開催日時

令和4年1月27日（木）午前10時00分から午前11時30分まで

イ 議題

調停委員の人材確保について

別 紙

発 言 要 旨

委 員： 裁判所というのは敷居が高い場所であり，そこで働く職員も真面目でいろいろな制限を受けているのではないかという印象があるので，一般の人にとって，自分が裁判所で働くということはイメージしにくいのではないか。裁判所を舞台としたテレビドラマを見て，裁判官や裁判所職員を身近に感じたので，マスコミを使った広報は効果があると思う。

委 員： 学生が裁判所に社会見学に行き，見学や体験をすることで裁判所を身近に感じることができるが，学生が就職を考えたときに，就職先として裁判所が挙がることはあまりないと思う。それは，裁判所は敷居が高いというイメージがあるからではないか。

委 員： 大学生に裁判所で働くことについて聞いたところ，「新卒採用していないと思っていた」，「職員の仕事の内容がよく分からない」，「法学部卒業でないと就職が難しいため選択肢にない」というような意見があった。裁判所の職員採用パンフレットを見ると仕事内容が理解できるが，パンフレットを手にするのは，裁判所に少なからず興味がある学生であり，裁判所に興味のない学生に対する広報がポイントだと思う。そのためには，大学や高校にポスターを掲示してもらい，裁判所で働くという選択肢があることを学生に訴えかけるのが重要ではないか。

また，採用担当者の対応が高圧的だったり冷淡だったりすると，その印象がそのまま裁判所のイメージとなってしまうので，採用担当者の対応は注意が必要だと考える。

オンラインによる裁判所の採用試験説明会は学生にかなり評判が良かったが，対象を大学3年生や4年生のみとするのではなく，就職まで時間的な余裕がある1年生や2年生に対する取組も必要ではないか。

最近の学生はテレビをほとんど見ないので，SNS等で発信すること

に力を入れることも重要だと思う。

委員： 少子化の影響で、裁判所以外の官庁や民間企業も申込者数や受験者数が減っていることから、一定程度の減少はやむを得ないものとする。裁判所ではオンラインの説明会を積極的に開催しているが、オンラインは学生の足が向きにくいと思うので、新型コロナウイルスが収束した場合は対面での説明会を再開し、裁判官以外の職種があることや業務内容を説明していくべきではないか。

委員： 北海道内での転勤があるということについては、民間企業でも同様であるし、大きな庁で働けるチャンスもあるということでもあるので、学生にとって悪い印象はあまりないのではないか。裁判所は就職後の研修が充実しているということなので、その点を学生に丁寧に説明すべきだと思う。

委員： 民間でも採用希望者が減っているが、インターンシップに参加した学生の受験率が高いという結果があるので、学生とコミュニケーションを取る方法を確保しておくことは重要だと感じる。

また、ホームページに情報を掲載しても、興味のある学生しか見に来ないと思うので、SNS等を利用して学生にアプローチしていくのが今後の課題ではないかと感じる。

委員： 釧路出身の学生は、札幌や道外の学校に進学することが多いと思うので、釧路管内の学生だけではなく、札幌や東京などの大学に進学した学生を対象に採用広報をすると効果的ではないか。

委員： 地元志向の学生も多いと思うので、裁判所事務官や裁判所書記官は基本的に北海道内の転勤であるということをアピールするのが重要なのではないか。就職先として公務員の人気がないわけではないと思うので、勤務の実態について学生に詳しく説明するのがよいのではないか。

委員： 仕事柄、裁判所事務官や裁判所書記官と接する機会が多いが、高校卒

業の職員でも実務に精通しているという印象がある。法律の専門家でないで勤まらないのではないかと先入観から、裁判所の職員は敷居が高いというイメージを持つのではないかと思うが、むしろ高校卒業の職員でも就職後の研修でここまで成長できるということを、インターンシップ等で学生に知ってもらえると、裁判所の職員への敷居が低くなるのではないか。

長くやりがいを持って勤めてもらえる職員を採用すべきだと思うので、広報では、裁判所の仕事のやりがいをアピールすることが重要ではないか。

委員： 学生に裁判所事務官や裁判所書記官という仕事があるということを知ってもらいきっかけとして、SNSや動画サイトなどを利用した広報を行い、その後パンフレット等を見てもらって関心を持ってもらうのが、広報として効果があるのではないかと感じる。

以 上